



土地に対する固定資産税の課税誤りについて

概要説明

このたび、下記の内容のとおり、固定資産税の課税誤りが判明いたしました。

改めて適正な事務処理を徹底するとともに、職員の業務に対する姿勢や意識の改善に取り組み、市民の皆様
の信頼に応えるよう再発防止に努めてまいります。

記

(1) 経緯

令和3年7月16日に納税義務者が来庁され、所有されている土地について、現況地目と登記地目に乖離があるため、調査を行って欲しいとのご依頼がありました。令和3年8月5日に現地調査を行い、調査結果に基づき、令和3年8月6日に当該土地の評価事務を行ったところ、税務情報システムにおける計算結果と職員による計算結果が異なりました。

原因を調査したところ、税務情報システム内の土地の評価計算に用いる「奥行価格補正率」の一部について、誤った補正率が登録されている事が判明いたしました。

(2) 課税誤り額について

課税誤りが判明後、現時点で調査した結果、課税誤りとなる土地は408筆、納税義務者数は221人、金額は約38万円になると見込んでいます。

(3) 課税誤りの原因

令和3年度より「奥行価格補正率」に変更がありましたが、職員の確認不足により、一部の地区において補正率の変更が漏れており、変更前の補正率を適用していた事から誤った課税となりました。

(4) 今後の対応

対象の方には、準備が整い次第、課税誤りについてお詫びいたします。また、課員のシステムへの理解を深めるとともに随時、システムの登録内容の確認を行います。なお、同様の事案が発生していないか調査してまいります。

市長コメント

このたび、本市におきまして固定資産税の課税誤りがあることが判明いたしました。

市税を預かり、また、健全な市政を担う立場として、市民並びに納税義務者の皆様、とりわけ、対象となる方々に対しまして、心からお詫び申し上げます。

問い合わせ

電話 072-877-2121 〈代〉

税務課 担当：岸本（内線380）